

# 社会福祉法人清陵会 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

## (目的及び意義)

**第1条** この規程は、社会福祉法人清陵会（以下「当法人」という。）定款第8条及び21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉法第45条の35の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

## (定義等)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、「旅費規程」に定める職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

**第3条** 当法人は常勤理事及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事の報酬は、別表1に定める金額の範囲内とする。
- 3 前項に定める報酬のほか常勤理事には、通勤手当を支給することができる。
- 4 非常勤役員に対する費用は、別表1に定める額とする。
- 5 評議員に対する費用は、別表1に定める額とする。
- 6 監事に対する費用は、別表1に定める額とする。
- 7 役員等は、報酬の支給について、本人の申し出により、これを辞退することができる。

## (報酬の支払方法)

**第4条** 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、その支払うべき報酬額から、控除して支払うものとする。

- 2 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金口座への振込を申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

## (報酬の支給日)

**第6条** 役員等の報酬（特別手当を除く。）は、年に一度、決算理事会又は定時評議員会の開催日に支給する。

(費用)

第7条 当法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。ただし、通常想定される評議員会及び理事会、評議員選任・解任委員会への出席に要する交通費について、行田市の近隣市町村に居住し出席する者については、これを報酬に含むものとして、支給しない。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第45条の35に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は代表理事が理事会の承認を得て別に定める。

別表1

役 職 等	報酬等の額
常 勤 理 事	理事会及び評議員会または重要な会議への出席の都度、報酬として一律3,000円
非常勤役員	理事会出席の都度、報酬として一律3,000円
評 議 員	評議員会出席の都度、報酬として一律3,000円
監 事	理事会及び評議員会または重要な会議への出席の都度、報酬として一律3,000円
評議員選任・解任委員	評議員選任・解任委員会出席の都度、報酬として一律3,000円

## 附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. 平成28年度決算に関わる理事会及び評議員会への出席に関する役員等の報酬については、無報酬とする。